

# 令和2年度水戸市水道事業会計決算審査意見書

## 第1 審査の種類

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項に基づく決算審査

## 第2 審査の対象

### 1 決算書類

- (1) 令和2年度水戸市水道事業決算報告書
- (2) 財務諸表
  - ア 令和2年度水戸市水道事業損益計算書
  - イ 令和2年度水戸市水道事業剰余金計算書
  - ウ 令和2年度水戸市水道事業剰余金処分計算書
  - エ 令和2年度水戸市水道事業貸借対照表

### 2 決算付属書類

- (1) 令和2年度水戸市水道事業報告書
- (2) 令和2年度水戸市水道事業キャッシュ・フロー計算書
- (3) 収益費用明細書
- (4) 固定資産明細書
- (5) 企業債明細書

### 3 証書類

## 第3 審査の期間

令和3年6月2日から同年8月6日まで

## 第4 審査の実施内容等

審査に当たっては、水戸市監査基準（令和2年水戸市監査委員告示第1号）にのっとり、決算書類及び決算付属書類は、法令に適合し、かつ正確であるかについて関係諸帳簿との照合及び計数の確認を行うとともに、7月6日には、監査委員室において関係職員から説明を聴取し、定期監査及び例月出納検査の資料も活用して審査を実施した。

## 第5 審査の結果

決算書類及び決算付属書類は、法令に適合し、かつ正確であることを認めた。

## 第6 決算の概要

### 1 業務実績

当年度末の給水件数は138,567件となり、前年度と比較して432件（0.3%）増加しているが、給水人口については267,198人となり、前年度と比較して131人減少している。

料金対象の有収水量については29,053,466 $\text{m}^3$ となり、前年度と比較して220,844 $\text{m}^3$ （0.8%）増加しており、漏水等による無効水量は2,354,190 $\text{m}^3$ となり、前年度と比較して261,980 $\text{m}^3$ （10.0%）減少している。有収水量と無効水量に、水道部使用等による無収水量963,455 $\text{m}^3$ を加えた年間配水量は32,371,111 $\text{m}^3$ となり、前年度と比較して49,736 $\text{m}^3$ （0.2%）増加している。

この結果、有収率は89.8%となり、前年度と比較して0.6ポイント上昇している。

### 2 経営成績

総収益は5,984,997,025円となり、前年度と比較して341,480,433円（6.1%）増加している。これは、長期前受金戻入の減などにより営業外収益が13,419,927円（2.8%）減少し、固定資産売却益の減により特別利益が17,905,050円（99.4%）減少したが、給水収益の増により営業収益が372,805,410円（7.3%）増加したことによるものである。

総費用は5,103,597,234円となり、前年度と比較して188,759,116円（3.6%）減少している。これは、配水及び給水費の減などにより営業費用が156,165,881円（3.1%）減少したことや、支払利息及び企業債取扱諸費の減により営業外費用が25,850,459円（8.4%）減少したことなどによるものである。

この結果、当年度純利益は881,399,791円となり、前年度と比較して530,239,549円（151.0%）増加している。

### 3 財政状況

資産合計は56,608,743,552円となり、前年度と比較して1,006,501,891円（1.8%）増加している。これは、現金預金の増などにより流動資産が513,502,010円（16.4%）増加したことや、建設仮勘定の増などにより固定資産が492,999,881円（0.9%）増加したことによるものである。

負債合計は35,090,341,436円となり、前年度と比較して91,702,100円（0.3%）増加している。これは、企業債の減により固定負債が63,499,920円（0.3%）減少したが、国庫補助金長期前受金の増などにより繰延収益が93,995,336円（0.7%）増加したことや、1年以内に償還期限が到来する企業債の増などにより流動負債が61,206,684円（2.4%）増加したことによるものである。

また、固定負債及び流動負債に計上された企業債は、当年度の発行額が元金償還額を下回ったため、前年度と比較して9,992,131円減少し、20,935,830,689円となっている。

資本金と剰余金を合わせた資本合計は21,518,402,116円となり、前年度と比較して914,799,791円（4.4%）増加している。これは、組入資本金の増などにより資本金が474,360,242円（2.5%）増加したことや、当年度末処分利益剰余金の増により剰余金が440,439,549円（27.1%）増加したことによるものである。

なお、短期的な支払い能力を示す流動比率は137.5%となり、前年度と比較して16.6ポイント上昇している。

### 4 資金状況

業務活動によるキャッシュ・フローは2,594,689,826円のプラス、投資活動によるキャッシュ・フローは2,105,112,167円のマイナス、財務活動によるキャッシュ・フローは23,407,869円のプラ

スとなっている。

この結果、資金増加額は512,985,528円となり、資金期末残高は3,348,093,975円となっている。業務活動及び財務活動によるキャッシュ・フローはプラスであり、投資活動によるキャッシュ・フローはマイナスであることから、業務活動及び財務活動によって得た資金を活用して、投資活動が行われていることがうかがえる。

## 第7 意見

水道部では、当年度においても、漏水対策などによる有収率の向上や、収益の確保に努めながら、老朽化した管路や施設の更新に取り組んでいるところである。引き続き、「水戸市水道事業基本計画（第3次）」に基づく事業を着実に推進するとともに、次の事項に留意しながら、良質な水道サービスの安定的な提供に努められたい。

### 1 有収率の向上について

有収率は、配水量がどの程度収益につながっているかを示すもので、前年度と比較して0.6ポイント上昇し89.8%となった。これは、給水管の漏水調査等を計画的に実施した成果が表れたものと考えられる。引き続き、効果的かつ計画的な漏水調査を実施しながら漏水箇所の早期発見に努め、有収率の向上に取り組まれたい。

### 2 未収金の縮減について

水道料金の未収金については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた支払猶予を実施したことなどにより、前年度と比較して約1,800万円増加し、約2億3,600万円となった。新型コロナウイルス感染症の影響等に配慮しながら、未収金が累積しないよう未納者の状況に応じた的確な収納対策に取り組まれたい。今後も、水道料金等徴収業務の受託者との情報共有や連携強化を図り、未収金の縮減に努められたい。

なお、水道料金の未収金の債権管理に当たっては、民法の一部を改正する法律（令和2年4月1日施行）により債権の消滅時効制度が見直されたため、給水契約の締結日によって水道料金債権の消滅時効期間が異なることに十分留意されたい。

### 3 未利用財産の有効活用について

水道部では、未利用財産のうち売却等を検討すべき土地について、建物等の解体や土地の鑑定評価をするなど、売却処分に向けた準備を進めているところである。

今後も、資産の有効活用や維持管理費の削減等を図るため、社会経済状況や不動産需要の推移などを注視しながら、未利用財産の新たな利活用や売却処分について検討されたい。

### 4 経営の健全化について

水道事業を取り巻く経営環境は、節水機器の普及や人口減少などにより給水収益が減少傾向にある中で、老朽化した施設等の更新や耐震化を計画的に行う必要があることから、厳しさを増していくことが想定される。これらの状況を踏まえ、水道部では、経営基盤の強化を図るため「水戸市水道事業経営戦略」に基づき、当年度において水道料金の改定を実施し、財政計画に沿った給水収益を確保したところである。将来にわたり安全で良質な水道水を、可能な限り市民負担を抑制して供給することができるよう、更なる事業運営経費の節減や業務の効率化に取り組み、経営の健全化に努められたい。